

赤い羽根共同募金（一般募金）地域助成事業公募実施要綱

1 目的

由布市共同募金委員会（以下「委員会」という。）は、由布市に所在し、地域福祉活動計画等に基づき由布市社会福祉協議会が行う活動費、自治会・公民館等の小地域での福祉活動費及び福祉団体やボランティア団体等の福祉活動費に係る資金の一部を助成することによって、地域福祉の向上に資することを目的として、赤い羽根共同募金（一般募金）の地域助成事業を公募します。

2 助成の条件

令和6年度に実施予定の福祉活動に要する経費を対象とします。

また、次に掲げる事業は対象になりません。

- (1) 他の補助金と重複や公的補填のある事業
- (2) 政治、宗教、組合の運動手段として行う事業や営利（特定の個人活動等を含む。）のために行う事業
- (3) 福祉を目的としない事業

3 助成対象経費からの除外

下記に該当する経費は、原則として助成対象から除外します。

- (1) 経常的な運営費（人件費、役職員・構成員の旅費、食料費等）
- (2) 職員等が研修会、大会等に参加する経費（旅費、参加負担金等）

4 助成額

1事業当たり5万円を上限とします。

ただし、委員会が認めた場合はこの限りではありません。

5 申請方法

助成を受けようとする団体は、助成金交付申請書（様式1、様式2、様式3）に関係書類を添付して、令和6年5月1日（水）から5月31日（金）までの間に、委員会に提出してください。

助成申請書は、委員会（由布市市社会福祉協議会）に備えています。

<問い合わせ・提出先>

〒879-5434 由布市庄内町庄内原365番地1

大分県共同募金会 由布市共同募金委員会

TEL：097-582-2756

FAX：097-582-2878

6 助成通知

正式な助成決定は、共同募金の実績額が確定した後に通知します（様式4）。その後、請求書（様式5）を委員会あてに提出してください。

7 助成金の交付

助成金は、貴団体の指定口座へ振り込みにて交付します。

8 事業報告

助成金により実施した事業については、令和7年3月末日までに完了報告書（様式7）及びありがとうメッセージ（様式8）を提出してください。

9 赤い羽根共同募金のPR

助成金により実施した事業については、「赤い羽根シール」等の標示を行うなど当該事業が赤い羽根共同募金による助成を受けたことが住民に伝わるようにしてください。

10 被助成施設・団体への監査

委員会は、助成金により実施した事業に関して、必要に応じて監査を行います。

11 助成金の取消又は返還等

次のいずれかに該当した場合は、助成を取消し、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

- (1) 申請書、完了報告書、添付資料等に虚偽の記載がある場合
- (2) 助成決定以前に事業に着手した場合（委員会の承認を得た場合は除く。）
- (3) 助成決定を受けた年度内に事業を実施しなかった場合
- (4) 助成金の使途が事業計画と異なる場合（委員会の承認を得た場合は除く。）
- (5) 助成事業の成果物の使途が恒常的に目的外と認められる場合
- (6) 助成事業の成果物の管理に著しい落ち度があった場合